

“レクイエム” 平和を詠む会会則

(名称)

第1条 本会は、“レクイエム” 平和を詠む会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を小松島市堀川町 4 番 10 号に置く。

(目的)

第3条 本会は、阿波藩の軍用火術だった火薬が、郷土の伝統産業で平和を象徴する阿波花火として伝えられていることを考え、その美しくも儚い花火に平和と鎮魂の想いを託し戦争を詠み伝える活動を続けることにより、平和を希求することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 本会の主旨に賛同する団体、個人の参加を広く求め 戦争や鎮魂の想い、平和の尊さをテーマとした朗読会やイベントを開催する。
- (2) 朗読会の当日参加費は、必要経費の他を 鎮魂の花火の打ち上げ費用として寄附する。
- (3) 学校教育また地域との連携を図り、各地での参加型朗読会を開催する。
- (4) その他本会の目的を果たすために必要な活動。

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する下記の会員を以て組織する。

- (1) 正 会 員：会の活動に参加協力し、事業を企画運営してくれる人。
- (2) 賛 助 会 員：本会の運営する朗読会に参加し、戦争を詠み聞かせてくれる人、朗読を聞いてくれる人、朗読の指導、助言をしてくれる人、本会の活動に賛意を示して寄附してくれる人。
- (3) 団 体 会 員：グループとして上記活動に参加してくれる団体。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。会費及び参加費については別途定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
運営委員長	1名
運 営 委 員	10名程度
事 務 局 長	1名
会 計	1名
監 査	2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会の活動を統括し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、本会の業務全般を掌る。会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員長は、本会の活動を企画運営する。
- (4) 会計は、本会の財務経理を統括する。
- (5) 監査は、財務経理の全般を監督考査する。
- (6) 事務局長は、会務活動の事務処理に当たる。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会で選出する。

- 2 副会長はじめ役員は、運営委員の互選とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 中途退職者のある場合は、後任者の仕事はその残存期間とする。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び運営委員会とする。

- 2 総会は、正会員を以て構成し、運営委員会は会長及び運営委員を以て構成する。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開き次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選出
- (5) その他運営に関する重要事項

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、本会の活動を推進するために必要な事項を協議する。

- 2 運営委員会は、緊急を要する特別な事情が生じたとき、総会にかえることができる。

(議決)

第14条 議事は、出席者の過半数を以て決し、同数の場合は議長の決するところとする。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第16条 本会則の細部に関しては細則の定めるところによる。

附則

- 1 この会則は平成23年4月1日より施行する。
- 2 この会の役員は次に掲げる者とする。